

令和5年度第6回仙台市障害者施策推進協議会 次期計画策定に係るご意見

内容

計画全般について

基本方針について、施策項目が設けられていて、それぞれの基本方針に沿って、数点、施策項目としてまとめられているが、これはどういう意味を持つのか。基本方針から施策項目、重点取組というつながりをどのように理解したらいいのか。

法律の表記の仕方について、例えば1ページ目の欄外に正式な法律の名称が載っているが、これを本文の中に入れられないか。例えば障害者総合支援法というのは、障害者総合支援法、括弧で正式名称を入れると枠外、欄外の部分が少なくなってすっきりすると思った。

計画本編のページの表示について、1ページ、2ページの表示がちょっと上過ぎて窮屈な感じがしたので、直せばいいと思った。

全体的に「していきます」と「します」というような表現の仕方を使っていることについて、内容によって使い分けをしていると思うが、できればどちらかに言い方が統一されればいいと思った。一番いいのは多分「していきます」という丁寧な言葉を使うことだろうと思うが、内容によっては強く「します」と言ったほうがよりインパクトがある部分になるとも思う。

「重い障害」という言葉を使っていることについて、「重い」の反対は「軽い」なのかということになるが、障害に重いも軽いもないような気がしている。できればこの「重い」という表現について、例えば中間案の20ページの基本方針5に「重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など重い障害のある方にも対応できる」という使い方をしているが、もしここで「重い」という言葉が使われなければ、例えば中間案概要にも若干書かれているが、強度行動障害など専門的な支援を要する障害のある方とか、専門的な対応を要する障害のある方などという言い回しもあるのかと考えてみたが、これについては事務局のほうで検討していただければと思う。

表現の問題だが、例えば24ページ、基本方針2③教育・発達支援の3行目にインクルージョンの推進等とある。45ページなどを見ると、このインクルージョンというのが包容の意味で使用されているということが理解できるが、24ページだけだと今一つよく分からないので、これらの表現について分かりやすくしていただいたほうがいい。

25ページの基本方針2の重点取組で、アウトリーチを中心とした支援を行いますとある。アウトリーチという言葉というのは、決して一通りではないと認識をしている。当然のように使われているが、どういう意味で使っているのかというのが、見た人が同じ意味と理解できるように表

内容

現すべきではないかと思う。

27 ページ、基本方針 3 の施策項目⑤保健・医療・福祉連携の最終行のところにヤングケアラーの支援等とある。ヤングケアラーという言葉についても、もちろん最近大きく報道されてはいるが、意味合いは一通りではないと考えている。これについても、見た人が同じ意味合いと理解できるような表現を取るのがよいのではないかと考えている。

用語の説明について、専門家でないといけないような説明はやめてほしい。読んでいても分からない。

市民にもこういうことをしてくださいとお願いしているものなので、分かっていたくことが基本だ。分かりやすくということを中心に心がけていただければと思う。

インクルージョンとか、そういった言葉はやはり市民の方とか障害のある方もこれを実際に見て、これで進めていくわけなので、分かりやすい表現をするほうが理解しやすいので、その辺はきめ細かに記載していただければと思う。

障害理解サポーター養成研修で、今後小学生とか中学生のプログラムを考えるときには、ぜひ当事者講師のアイデアや意見も聞いていただきたいと思うし、当事者講師に登録していないいろいろな方の意見も広く聞いていただきたいと思う。それが仙台市の目指す共生社会につながり、当事者の意見やアイデアを尊重する、お互いに尊重し合う社会につながっていくと思う。

20 ページの基本方針 5 のところ、3 行目の重症心身障害の文章の中での重い障害という部分に関して、重いか軽いかという表現をするのはどうかと、当事者が見たときにやはりあまり気分的にもよくないと思った。一方で、基本方針 2 のところだと、同じような文言の中で専門的な対応を要する児童という表現がされており、より専門的な対応を要するとか、文言の取扱いを工夫していただけるとよろしいという感想を持った。

重い、軽いではないという話だが、それ以前のところで、計画というのは具体的に施策を推進していくためにつくられるものであるから、ふわっとした言い方ではなくて、専門的な支援を要するとか、方向をつくる方がより具体的に施策を進めていくことができると思う。

片仮名で書かれている内容が出てくると、同じ言葉だが使い方が違うのかというところで読みながら引っかかっており、分かりやすい表現で読みやすい文章になるようによろしくお願いいたします。

数値目標が出てくるところが何か所かあるが、例えば相談件数を 70 から 80 に増やす目標があるところだが、相談支援体制の充実強化というときに、例えば 10 件相談件数を増やすのがどのぐらい大変なことなのかと思った。そして 10 件増やすのは目標値としていいものなのか、もっとは

内容

るかに本当は欲しいが、目標の立て方としては現状 10 ぐらいがいいところなのかということに疑問に思った。

先ほど重い障害という言葉に対するご意見があったが、私も実はこの言葉は気になっていて、どうしてこの重い障害の「重い」が気になるかということ、障害者という言葉があるからという、そういう意味ではないかと思っている。障害は人と環境の相互作用で出てくる生活上の困難であるから、もし「重い」だとすれば生活上の困難が大きいということだと思う。障害のある障害者ではなく、障害がある人というふうに統一しようという、そういう意見もあるが、生活上に大きな障害のある人というような表現が一番適切かと思うが、全国的にはまだそういう方向にはなかなか行っていないので、まだ障害者という言葉が存在したり、重い障害という言葉を使っているところであるので、方向性としては、やはり障害のある人というような、そういう表現が一番ふさわしいかと思う。

第2章 障害のある方を取り巻く現状

30 ページ基本方針4 について、施策項目、重点取組に事業所の工賃向上への支援などが挙げられている。この点について、16 ページで本計画に向けた課題となっており、先ほどの説明だと、新たな計画に向けた課題を記載したということだが、賃金向上への支援というのが記載されていない。ここは重点取組にも入っているので、課題として入れたほうがいいのではないかと考えている。

第3章 計画の方向性

基本方針1 の重点取組の障害者スポーツ、文化芸術というのと、基本方針4 の同じような障害者スポーツ、文化芸術というのが重なっているので、基本方針4 のほうにまとめられないか。

19 ページの基本方針4 に自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実とある。29 ページにも同様の記載があるが、前回までの基本方針としては、15 ページに、生きがいにつながる就労と社会参加の充実とされている。今回、基本方針の表現というか、内容を変更したのかと思うが、これ以外の4 つの基本方針については表現に変更がないので、もしこの基本方針4 について表現を変えたということであれば、簡単な理由を入れたほうがいいと思った。

内容

19 ページの基本方針 2 の 2 行目のところで、日常の過ごしの中で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取組を進めるというところを、大きく表現していただいたのはとてもありがたかった。

24 ページの家族支援について、子ども支援の大きな環境としても家族支援を余儀なくされるというところが最近大変重くなっており、家族の支援を抜きにして子どもの支援ができないという状況になっている。1つの機関や施設では到底難しいような状況になっているので、おのずと関係機関と連携を取っていかなければならないというのが日常的なケースとして上がってきている。このところを強調していただいたのはとてもありがたかった。

基本方針 4 の①一般就労・福祉的就労について、企業に対する障害者雇用についての啓発、職場環境調整への支援といった取組をすると書いているが、令和 6 年 4 月から、企業の法定雇用率が現状の 2.3% から 2.5% になるということもあり、国としても周知等を図っているところなので、ぜひ連携して取組を進めさせていただければと思っている。

第 4 章 障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）

基本方針の成果指標について、ほかのところでもパーセンテージで示されていて、令和 11 年までに、同じ数字でそれを上回るという表現の仕方をしているが、これは計画段階ではそういう書き方をするものなのだろうか。

1%でも上げないで〇〇を上回るという書き方をするのが一般的だからそのようにしているのか、それとも、上回るのも大変だという意味があってそのように書いているのか。分かりやすく表現していただけると助かると思った。

パブリックコメントに関すること

今回のパブリックコメントでは、視覚障害者のために点字拡大等の配慮をしていただけるということで、本当にありがたいと思っている。

（点字版については、求めをいただいた場合にお渡しする対応や区役所への配置、音声版についてはホームページへの公開を予定しているようだが）周知には不十分だと思う。くれと言った人だけにあげると、選挙公報もそうだったが、選挙管理委員会に申し出てください、その人に送りますということ。同じことになって、しかもこのパブリックコメントの場合はかなり時間的に短く、パブリックコメントを多分やっているということすら視覚障害者に伝わらない可能性がかなり高い。できる限り、いろいろな形で周知する方法をもう少し検討していただき、視覚障害者にも確実にパブリックコメントをやっている、こんな方法で意見できるということをお知らせいただけるように、よろしく願いたい。

やはり世の中 SDGs だとかいろいろなことが出てきていて、もう少し積極的に関わり、改善していくことは考えなければいけないと思う。ぜひその辺について改善し、積極的に周知・参加をしてもらい

内容

たい。仙台市が進めるSDGsというのは誰一人取り残さないということがキーワードであり、意見を言う機会があるのを周知する機会を奪ってはいけない。少し積極的な展開をお考えいただきたい。

昨年度のパブリックコメントは、非常に数が少なかったのを思い出した。いろいろなご意見をいただき、とても内容は充実していたと思うが、数が非常に少なかったので、ご意見をいただく方法にどんな工夫があるかというのを昨年も皆さんとお話しした記憶がよみがえってきた。中間案に対する意見の募集ということで、この中間案というのは、今日お示しいただいた全てを見せるのか、骨子の部分をポイントを押さえてお示しして意見を聞くのか、その辺りも教えていただきたい。

昔はそれぞれの団体に勉強会もやったような気がするが、いろいろ方法はあると思う。ご自分に近いところについて、特にそうやってみんなで話してみるというのもとても重要なことなので、仙台市としても先ほどのところで関係団体にお配りいただけるということで、何かリード文にぜひその辺も書いていただけるといいと思う。

実施期間のところだが、令和6年1月26日金曜日までとなっている。パブリックコメントを求められることがあるが、土曜日曜などの休みを利用してコメントをするということが多く、金曜日までとなっていると出し忘れて期間が過ぎてしまうこともあるし、1月26日だと月末までに提出すれば良いという意識が働いてしまっていて逃してしまうということもあるかと思う。例えば、1月末までにするとか、最終的に土日を含んだ形で締切を設定することも検討いただければと思った。

その他のご意見

障害理解サポーター養成研修に障害当事者が講師をするという取組は、私自身もとてもやりがいを感じてやらせていただいているが、今後、小学生とか中学生のプログラムを考えるときに、ぜひ当事者講師のアイデアや意見も聞いていただきたいと思うし、当事者講師に登録していないいろいろな方の意見というのも広く聞いていただきたいと思っている。それが仙台市の目指す共生社会というところにつながり、当事者の意見とかアイデアを尊重する、お互いに尊重し合う社会につながっていくのではないかと考えている。

人口減少や高齢化が始まっているような地域の中で、障害当事者の方々も含め、支援に当たっているというのが現実としてあり、今回の中間報告を見た中で、基本的に数字が増加する形で書かれてはいるが、人口動態等も考えたときに、本当にこの数値目標の設定で大丈夫だろうかという感想である。それを支える働く人たちへの支援がこの中でどういうふう担保されているのだろうか。

障害児教育が特別支援教育に変わってから、いわゆるこれまで障害児教育の対象ではなかった、普通のクラスの中にいる、知的には大きな遅れがない子ども、いわゆる発達障害と言われるような子どもも特別支援教育の対象になったことをきっかけに、非常に特別支援教育へのニーズが増え、小学校の担任

内容

の先生の主観的な判断だと6人に1人ぐらいではないかというもあり、見かけの数字にとらわれてしまうと、本当に支援を必要としている歯科医診療とか、そういう子どもたちへの視点が弱くなってしまおうと思うので、もう少し正確な数字が欲しいと思うが、なかなかつかみ切れていないところがあるのかと思っている。